

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程の
あらまし

1 労働基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行います。

〔主な改正内容〕

- ・年10日以上の子次休暇が付与される職員に対して、年次休暇の日数のうち5日については、時季を指定して取得させることとします。ただし、職員の請求により与えた年次休暇の日数は、当該5日から除きます。

2 泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町（以下「統合団体」という。）との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行います。

〔主な改正内容〕

- ・職員の勤務時間は、原則、午前9時から午後5時30分までのところ、一部の水道センターにおいては、午前8時45分から午後5時15分までとします。
- ・統合団体から企業団の職員となる者の特別休暇の期間について経過措置を定めることとします。

3 この規程は、平成31年4月1日から施行します。